

# 社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会(以下「本会」という)定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の額について必要な事項を定める。

## (役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、法人業務の内容に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長が、本会の運営に必要な業務に就業したときは、報酬を支給する。
- (2) 役員及び評議員が招集により、理事会、評議員会に出席したときは、報酬を支給する。
- (3) 役員及び評議員が本会の運営に必要な業務(理事会及び評議員会以外の会議、委員会及び監事監査等)に出席したときは、報酬を支給する。
- (4) 役員及び評議員が本会用務のため出張を命ぜられたときは、旅費を支給する。

## (報酬等の算定方法)

第4条 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 前条第1項(1)に定める報酬については、別表1に定める額
- (2) 前条第1項(2)に定める報酬については、別表2に定める額
- (3) 前条第1項(3)に定める報酬については、別表3に定める額
- (4) 前条第1項(4)に定める旅費については、本会「旅費規程」に準ずる額

## (報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

ただし、本人が希望した場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 報酬については、月末締め翌月10日支払いとする。

ただし、その日が金融機関の休業日にあたるときは、その前営業日とする。

## (公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

[別表 1] 『本会の運営に必要な業務に就業したとき』

区 分	報 酬 の 額
会長の報酬	日額 8,000円

[別表 2] 『役員及び評議員が招集により、理事会、評議員会に出席したとき』

区 分	報 酬 の 額
役 員	出席1日につき 3,000円
評議員	出席1日につき 3,000円

[別表 3] 『役員及び評議員が本会の運営に必要な業務（理事会及び評議員会以外の会議、委員会及び監事監査等）に出席したとき』

区 分	報 酬 の 額
役 員	出席1日につき 3,000円
評議員	出席1日につき 3,000円